

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第8章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>附 則（令和4年3月28日経企第3227号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和4年4月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第3130号（令和4年3月7日）の附則第3項中「令和4年3月31日」を「当社が別に定める日」に改めます。</p>	<p>第1章～第8章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p>